

新入会員のご紹介



藤谷 文彦氏

株式会社 藤谷建設

- 住所 津市白山町福田山766番地 ●代表者名 代表取締役 藤谷文彦
- 種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 059-269-3831

株式会社藤谷建設は、建設業と産業廃棄物収集運搬業を通して、街と街を結び、人と人を繋ぐ地域の活力創造のお手伝いをいたします。

また、豊かな自然の恩恵を日々受けながら、企業活動を通じて地域と自然環境の共存のためのお手伝いをします。

建設業全般・収集運搬・不燃材販売などお気軽にご用命下さい。



株式会社 フクシマ

- 住所 名張市鴻之台5番町8番地 ●代表者名 代表取締役 福島 操
- 種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 0595-64-8788

昭和59年の創業以来、当社は土木工事を通して高品質で安全な製品の提供と地域社会への安心と満足を提供することを企業理念としています。

厳しい経済状況の中、小エネルギーとリサイクルの実現に向けて環境保全活動に取組み、“地域の信頼と満足を得る”という基本を守るため、(人材確保と教育)(関連企業との協調)が必要不可欠であると信じております。



有限会社 旭工業

- 住所 尾鷲市中川24番22号 ●代表者名 代表取締役 小林 一
- 種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 0597-23-1395

当社は、平成5年に設立。創業から現在まで建設業を中心に事業を展開し、平成22年に、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等がれき類以上5品目の収集運搬の免許を取得し、適正処理に取り組んでいます。また三重県と産廃協会が締結している災害廃棄物処理の応援協定の協力会員にもなっており、地域の安全と廃棄物資源循環に取り組んでいます。

青年部だより

第9回通常総会開催&地区事業で家族交流会

平成22年5月26日(木)ビバレーデBEER DINING & BARで第9回通常総会を開催しました。部会員26名と筒井専務理事、木村誠男理事も出席頂き、議事は全て承認されました。また平成22年7月11日(日)は津市御殿場海岸で第1回地区事業(家族交流会)を行いました。当日は天候にも恵まれ、青年部会員16名の家族等57名の方々の参加があり、参加者全員で海岸のゴミ拾いを実施しました。



津市御殿場海岸でのゴミ拾い

会員の現況 (平成22年4月1日～平成22年7月31日)

会員の現況 平成22年7月31日現在		
正会員	排出事業者	49
	処理業者	308
賛助会員		23
会員合計		380

会員名変更	
(変更前)	(変更後)
(有)伊賀再資源化事業研究所	(株)イガ再資源化事業研究所
住友金属鉱山伸銅株式会社三重工場	三井住友金属鉱山株式会社三重事業所

分かり易い廃棄物処理法

解説その2

前号で「廃棄物と有価物」を解説しました。その中で国は「行政処分の指針」の項目中「廃棄物の妥当性の判断」を記載しています。

今月号では、その「廃棄物の妥当性の判断について」解説します。



おから事件

平成11年3月、最高裁判所は「おからは、豆腐製造業者によって大量に搬出されており、非常に腐敗しやすく、食品などとして有償で取引されている僅かな量を除き、大部分は無償で牧畜業者に引き渡され、あるいは、有料で産業廃棄物処理業者に処理を委託されており、豆腐製造業者から収集運搬して処分している「おから」について処理料金を徴収しているから、不要物(産業廃棄物)に当たる。」と判決しています。

廃棄物の妥当性

この判決のように、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないので、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについて五つの判断基準が示されました。

この五つの判断基準は、①廃棄物の性状②排出の状況③通常取り扱い形態④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等の五つを言い、それらを総合的に勘案して廃棄物か否かを判断します。

廃棄物の妥当性の判断の時期

法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況(五つの判断基準)から判断することになります。

例えば、産業廃棄物処理業の許可が必要であるか否かにおいては、当該物の処理・処分(収集運搬、中間処理、最終処分)に係る行為に着手した時点で、廃棄物か否かを判断することになります。

質問コーナー

Q: 大臣認定の講習会は会社役員が受講することになるが、そこには監査役も役員として含まれるのか。

A: 廃棄物処理法施行規則第9条の2第2項第4号で求められている「技術的能力を説明する書類」として大臣認定の講習会修了証の添付を求めています。取締役等の会社の経営に携わる者が受講することにより、その会社が「技術的能力を有する」と判断しており、経営に携わることのない監査役が受講したとしても、会社としては、「知識がある」とは認められないので監査役が受講したとしても更新等の添付書類とはなりません。

Q: 産業廃棄物管理票(マニフェスト)のD票、E票を紛失しました。どうすればよいのか。

A: D票、E票の紛失については、C-2票のコピーに廃棄物処理法で定める必要事項を記載してD票及びE票に換えることは可能です。その場合、マニフェスト交付者には必ずD票及びE票の紛失を伝え、その代りなる旨を説明して理解を得ることが必要です。



<http://www.yoshino-kousan.co.jp>

〒514-1138 三重県津市戸木町焼野5416-1(戸木工業団地内)

TEL: 059-255-0770(代) FAX: 059-255-0779

Email: info@yoshino-kousan.co.jp

☎0120-84-8383

環境省優良性評価制度 基準適合事業者 ISO14001 取得

地球にやさしい 産廃処理

- 産業廃棄物処理業 ○建築工事一式 ○総合建物解体工事
- 製鉄・非製鉄原料問屋 ○清掃工事(排水管・分離槽・側溝)
- 一般貨物運送事業

株式会社ミヤテック

MIYATEC

www.miyatec.net

〒515-0033 三重県松阪市垣鼻町896-19

TEL 0598-51-2122